

ヨーロッパおよびドイツにおける データ保護規制のもとでの 科学的研究のための 個人データの処理

Wolfgang Jagodzinski

(ドイツ・ケルン大学 教授)

真鍋一史 訳 (青山学院大学 教授)

特別寄稿の経緯

真鍋一史

本稿は、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 データサイエンス共同利用基盤施設・社会データ構造化センター主催の「第2回人間・社会データ構造化シンポジウム」(2018年3月13日)における、ドイツ・ケルン大学のWolfgang Jagodzinski教授による基調講演の概要を、本誌への特別寄稿のために翻訳したものである。この講演のテーマであるEUの「一般データ保護規制 (GDPR)」については、その提案の段階のものが、一般社団法人日本情報経済社会推進協会によって、すでに2011年に翻訳・紹介されている。しかし、今回の講演は、そのようなEUの個人情報保護の原則・規則・方策に対して、データ・アーカイヴを中核ユニットとする「ドイツ社会科学インフラストラクチャー (GESIS)」がどのように対応してきたかに焦点を合わせている。日本においても、「個人情報の保護」が大きく叫ばれる現状に鑑みて、このような講演内容は、「社会調査」の諸活動にかかわる多くのリサーチャーにとって、最もアクチュアルなテーマの一つになってきているといわなければならない。

幸い、データ構造化センターにおいては、2017年以来、吉野諒三教授と前田忠彦准教授の時宜にかなった英断にもとづいて、「日本人の国民性調査」の将来のデータ公開を視野に入れた国際共同研究「調査データの整備と二次分析の試み」——W. Jagodzinski教授は当初からこの国際共同研究のメンバーの一人である——が進められてきている。このような社会調査データをめぐる実践活動をさらに推進していくためには、データ公開にともなう法的・倫理的・実践的な諸問題の専門的な検討がきわめて重要な課題となる。Jagodzinski教授の基調講演は、このような背景のもとに実現されることになったのである。

Jagodzinski教授は、ドイツ・ケルン大学の社会学教授であるとともに、セントラル・アーカイヴ所長、ドイツ社会科学インフラストラクチャー会長を歴任し、「国際社会調査プログラム (ISSP)」「ヨーロッパ価値観調査 (EVS)」「宗教と道徳の多元主義調査 (RAMP)」など、多くの国際比較調査を牽引してきた、この研究領域における国際的に知られたパイオニアの一人である。



1 ■ はじめに

2018年5月25日をもって施行されることになったヨーロッパの新しい「一般データ保護規制 (General Data Protection Regulation: GDPR)」については、ドイツではいまだに激しい議論が続けられている。それは、一方では、データ保護の領域における大きなブレークスルーであると称賛されるとともに、他方では、EUのブリュッセル行政府における新しい「官僚的な怪物 (bureaucratic monster)」であると批判される。確かに、規制過剰の傾向は否定できないが、それでも GDPR は、個人情報 (private information) の誤用に対する包括的な保護を確立するための最初の試みなのである。

本稿の第2節では、ドイツにおける包括的なデータ保護規制 (data protection regulation) に至る二つの重要な礎石、すなわち国家によるデータ収集に対する市民の保護の動きと、1990年以降のヨーロッパにおけるデータ保護法 (data protection law) の発展、について簡潔に記述する。

そして、第3節では、このような発展の結果、すなわち、ヨーロッパおよびドイツにおいて新しく制定された膨大なデータ保護法の概要について述べる。紙幅の関係上、データ保護についての若干の定義 (definitions) と原則 (principles)、そしてデータ主体 (data subject) —— 個人情報が何らかの組織体によって処理されるその個人のことをデータ主体と呼ぶ —— の権利 (rights) についての概略を述べるにとどめる。

このようなデータ保護規制は、それを厳格に適用するならば、科学的研究 (scientific research) は厳しく制限されることになる。しかし、その諸規則 (rules) は匿名化されたデータ (anonymized data) には適用されないので、研究機関とデータ・アーカイヴにとっての最良の方策はデータの匿名化である。匿名ということに

ついては、第4節で議論する。もしも科学的研究が、文字通り匿名化されたデータだけしか利用できないとするならば、多くの分野において研究の発展が停滞することになる。このことは、生物医学のデータ (biomedical data) についてだけでなく、社会調査 (social research) のデータについてもいえることである。社会調査においては、近年、生物医学のデータや個人々の生活状況についてのデータの重要性が増大してきている。「ビッグ・データ」や「データ・リンケージ」ということが、科学的研究にとっての興味深い新しい機会を提供するものとなっている。しかしながら、データ主体について、より詳細な情報があればあるほど、そのデータ主体を容易に特定することが可能となる。GDPRの89条とその関連諸条項は、完全に匿名化されていないデータを用いた科学的研究が可能となる諸条件について規定している。

GDPRには多くの細部にわたる規定 (provisions) が含まれているものの、それらはいまだ解釈の余地を残している。そこで研究諸機関が、そのような新しいデータ保護規制をどのように解釈し、それに対してどのように対応しているかを知ることはきわめて興味深い。第5節では、GESISのデータ・アーカイヴにおける具体的な実践についての概要を記すとともに、これまで何がなされ、今後何が必要となってくるかを示す。

2 ■ 歴史的発展の礎石

(1) 第二次世界大戦前のドイツの憲法学説 (constitutional doctrine) においては、「国家 (state)」と「社会 (society)」が区別された。国家は社会の部分 (part) というのではなく、社会の対 (counterpart) にあるものと考えられた。国家は権力 (power) を占有し、人間共存 (human co-existence) のための諸規則を制定・施行する権限 (authority) を有する。伝統的にドイツ

人は国家の臣民 (subjects) であった。

ところが、第二次世界大戦後の新しい憲法においては、人びとは人権と市民権 (human and civil rights) を持つものとされ、国家による憲法順守 (compliance with constitution by the state) は最高裁判所によって監視されることになった。もしも基本的人権が公的機関 (public authorities) によって侵害されるようなことがある場合は、市民は——ある条件のもとで——最高裁判所に訴える (appeal) ことができる。

しかし、新しい憲法は、ドイツの伝統に基本的な変革をもたらしたものの、それによって過去の権威主義的な要素のすべてが取り除かれたわけではない。人びとは、徐々に、そのことに気づき始めた。1968年の学生運動世代の、政府による市民の監視への抗議活動は、そのような動きの一つの目に見える表象であった。データ保護ということに関していえば、このような動きは、1983年のドイツ最高裁判所による、いわゆる「国勢調査判決 (census decision)」につながっていく。この判決では、「人間の尊厳と自由 (human dignity and freedom)」の本質的要素の一つとして、「個人情報に関する自己決定の権利 (rights of informational self-determination)」という考え方が導入された。それは、個人情報は自分自身で管理するものであるという考え方であって、自分たちの収入、宗教、政治的立場、性的嗜好といったものを、他人に明かすかどうか、いつ明かすか、だれに明かすかは、自分自身で決めるということである。

もちろん、関係官庁 (government) は個人情報を必要とする。例えば、税務署は人びとの収入や失業保険や従業上の地位などについて知らなければならない。しかしながら、そのような情報収集は、行政機関 (public authorities) が適法と認められる目的で行なうものに限られるのである。

こうして、上述の「国勢調査判決」の結果、宗教に関する質問項目は、国勢調査の必須回答

項目 (compulsory question) から削除されることになった (ただし、カトリックやプロテスタントのように教会税が国によって徴収される宗教は、その例外となる)。最高裁判所は、「データ最小限度化の原則 (principle of data minimization)」あるいは「比例性の原則 (principle of proportionality)」という基本的な考え方を確立し、これが、後の「ヨーロッパ・データ保護法 (European Data Protection Law)」の一部となるのである。

科学的研究は、「国勢調査のデータ」など、さまざまな「公的データ (public data)」を利用する。そこで、「国勢調査判決」は科学的研究に大きな影響を及ぼすことになる。具体的にいうならば、宗教に関する質問項目が国勢調査の必須回答項目から削除されることになったことによって、ドイツの人口統計における宗教構成 (例えば、カトリックとプロテスタントの割合など) に関する信頼できる推定がきわめて困難になった。こうして、行政機関による適法な行政目的でのデータ収集さえも制限されることになるならば、その結果として、科学的研究も制限される恐れがでてくる。このような結果を避けるためには、科学の側と行政機関——とくに官庁統計 (official statistics) ——の側との緊密な協力関係が必要となる。「国勢調査法 (census law)」は、1983年、最高裁判所の司法審査 (review) のもとに置かれたが、最高裁判所は、その決定において、「匿名の国勢調査データは、科学的な目的で利用可能なものである」ということ——これは、いわゆる「科学の特権 (science privilege)」と呼ばれる——を明確に確認したのである。

(2) 1980年代までは、「データ保護」(つまり個人情報の保護) は、主として国家・行政機関からの市民の保護として理解されていた。それは、個人情報の収集が国家・行政機関によって行なわれてきたからにほかならない。

ところが、時を経て、個人情報の収集は、国家・



行政機関ばかりでなく、さらに民間企業・団体によっても行なわれるようになってきた。例えば、銀行は顧客の経済状況を、税務署よりも、より容易に、より詳細に知ることができ、グーグルやアップル、そしてアマゾンやフェイスブックなどのインターネット会社は、それぞれのユーザーについて膨大な情報を蓄積することができるようになってきた。こうして、民間企業・団体からの個人情報の保護が重要な課題となってくる。しかし、それは、いわゆる国内法 (national laws) によって行なうことは不可能である。例えば、ドイツが厳格なデータ保護法を国内法として導入したとしても、EUの国ぐににまたがって活動するグローバル企業は、本社をほかのEUの国に移すことによって、その規制をすり抜けてしまうからである。以上のような背景から、広くEUの国ぐににまたがる規制の必要性が強く認識されることになる。このような規制には、国内法とくらべて、より多くのメリットがあるからにはかならない。こうして、2018年5月25日、GDPRの施行が実現するのである。

3 ■ GDPRの概要

そもそも、異なる法的制度 (legal institution) と法的伝統 (legal tradition) を持つ、EUの28のメンバー国のすべてに適用される「一般的なデータ保護法」を起草することは、容易なことではない。

EUは、すでに1995年10月に、「データ保護に関する指令 (Directive 95/46C)」を出したが、その各国の国内法への変換 (transform) においては、国ごとに異なる解釈がなされる結果となり、それはもはや同一の規制といえるものではなくってしまった。

そこで、EUは、すべてのメンバー国に直接に適用される新しい法律 (a new law) を制定することにした。それがGDPRであり、それは、その施行のほぼ2年前にさかのぼる2016年4月に

はすでに発布 (published) されていた。そして、ドイツの例でいえば、データ保護の考え方をGDPRに適合させる法律は、2017年6月に公布 (issued) されていた。

まず、GDPRの概要は、つぎのとおりである。99の箇条 (articles) と 173の説明条項 (recitals) から成る。

- 自然人 (natural person: 法人に対する法律用語であって、出生から死亡まで権利義務の主体となれるすべての生きている人を指す)の個人データを保護する。
- いわゆる取扱注意の個人データの処理については、より厳格な規則を定めている。
- ヨーロッパにおけるデータ保護の諸規制を一致・調和させる (harmonize) ものである。
- それぞれの国の国内法に置き代わる。
- 直接にすべてのEUのメンバー国に適用可能である。
- データ保護規制の侵害に対しては重い制裁 (sanction) を科す。

つぎに、各条項と説明条項の要点について述べる。

(1) データ保護の原則 (the principles of data protection)

- GDPRは、個人データを「識別された (identified) あるいは識別されうる (identifiable) 自然人についてのあらゆる情報」と定義している。(4(1)条)
- 個人データの処理ということに関して、自然人の保護は「基本的権利 (fundamental right)」である (説明条項1) が、「絶対的権利 (absolute right)」ではない。つまり、それは、「比例性の原則」に従って、社会におけるその機能との関連において考えなければならず、それとともに、それ以外の「基本的権利」とのバランスのもとに考えなければならない (説明条項4)。
- GDPRは、「個人データの処理」に適用されるが、その意味するところはきわめて広く、「オートマティックな手段によってであろうとなかる

うと、一つの個人データあるいは一連の個人データについてなされる一つの操作 (operation) あるいは一連の操作」を含むものと定義されている。そして、そのようなデータの「操作」の具体的な内容について、つぎのような例があげられている。「(個人データの) 収集 (collection), 記録 (recording), 整理 (organization), 構造化 (structuring), 保管 (storage), 改造・変更 (adaptation or alteration), 検索 (retrieval), 参照 (consultation), 利用 (use), 通信・送信による公開 (disclosure by transmission), 拡散・利用可能化 (dissemination or otherwise making available), 連結・結合 (alignment or combination), 制限 (restriction), 消去・破壊 (erasure or destruction) など」(4 (2) 条)。以上の定義からするならば、研究者がデータに対して行なっている操作は、まさしく、ここでいう「データの処理」にほかならない。こうして、GDPRは、科学的研究にも適用されるものであるといえる。

(2) データ処理機関の義務

(the obligations of data processing facilities)

- GDPRは、個人データ (6条) および取扱注意の個人データ (説明条項51,9条) については、データ処理に制限を設けている。後者のデータ処理は、前者のそれよりも、さらに厳しく制限されている。この法律では、データ処理において守らなければならない多くの原則を定めている。それらは、公正性 (fairness), 合法性 (lawfulness), 透明性 (transparency), 目的限定性 (purpose limitation), データの最小限度化 (data minimization), 正確性 (data accuracy), 完全性 (integrity), 機密性・説明責任性 (confidentiality or accountability), などである。

(3) データ主体の権利

(the rights of data subjects)

GDPRは、個人データの処理をめぐって、データ主体の多くの権利について、以下のように定めている。

- 個人データの処理に関する情報についての権利 (13,14条)。

ここで「情報」というのは、例えば、面接調査の回答者は「データ処理の目的」「データの保管期間」「データ利用者の範囲」などについて知らされていなければならないということである。そして、データ保護に対する何らかの違反が生じ、個人の権利や自由が侵される危険があるような場合は、その違反から72時間以内に、そのことが回答者に知らされなければならない。

- データ主体による情報入手の権利 (15条)。

データ管理者 (data controller) は、データ主体に、個人データの処理がなされようとしていることを、そして、どこで、どのような目的でデータの処理がなされようとしているかについて知らせ、その個人データのコピーを、無料で、電子ファイル形式で提供しなければならない。

- データ訂正の権利 (16条)。

- データ消去の権利：忘れ去られる権利 (17条)。
データ主体からの要請にもとづいて、データ管理者は、その個人データを消去し、その拡散を停止し、第三者によるデータ処理を中止しなければならない。

- 個人データの制限処理の権利 (18条)

- 通知の権利 (19条)。

- データのポータビリティに関する権利 (20条)。

- データ処理に反対する権利 (21条)。

- 自動操作化された意思決定に関する制限(22条)。

- データ保護法の違反の通知 (33,34条)。

4 ■ データの匿名化

以上のようなデータ保護法の諸規則がそのまま適用されるとするならば、それは科学的研究



にとっては大きな重荷となるであろう。そこで、GDPRは、科学的研究のための例外規定を定めている。

「データ保護の諸原則は、自然人が識別されない、あるいは、識別可能でない匿名情報 (anonymous information)、あるいは、データ主体が識別されない、あるいは、識別不可能な形に匿名化された個人情報には適用するべきではない。したがって、データ保護規制は、統計目的あるいは研究目的を含めて、匿名情報の処理に関するものではない (説明条項26)」。

では、「匿名」とは、どのように定義されるかという点、一般に、「データにおいて、特定個人あるいはデータ主体を識別することが不可能であるならば、そのデータは匿名のデータである」という。ここでは、「匿名性」ということについて、この領域におけるこれまでの関連文献と同じ線上で、データにおける特定個人あるいはデータ主体の識別についての二種類の用語——「直接的識別子 (direct identifier)」と「間接的識別子 (indirect identifier)」——を区別する。それぞれの典型的な例としては、つぎのようなものがあげられる。

直接的識別子:「個人の氏名」「個人の社会保障番号 (social security number)」など。

間接的識別子:「メール・アドレス」「PCのデバイス・ナンバー」など。

このような区別をした上で、社会調査における「匿名性」をめぐる、以下のような若干の問題をあげておきたい。

(1) 一般に科学としての社会調査は人間行動の一般的な諸条件を探究するものであって、ある特定の被調査者に関心を持つものではない。そこで、そのような調査研究においては、「直接的識別子」は、通常は、消去されるものである。しかし、そこには例外もある。例えば、「パネル調査 (panel survey)」がそれである。パネル調査は、被調査者を変えず、一定の期間において、二回以上にわたって、反復して同じ内容の調査を行な

う形式をいう。そこで、このような調査において重要になってくるのが被調査者の「氏名」「住所」といった個人情報であり、この情報がなければ、被調査者を継続的に追跡することが不可能となってしまう。

そして、データ・アーカイブの側からするならば、このような調査のデータ処理における「研究者・研究機関」と「データ・アーカイブ」との「分業」という点が重要である。研究者・研究機関は、実査を行ない、被調査者に通し番号を付して、データ・セットを作成するとともに、その通し番号と、被調査者の「氏名」「住所」などの「直接的識別子」との対応を記録に残す。その上で、そのような「直接的識別子」の付いていないデータを、データ・アーカイブに寄託する。データ・アーカイブは、データの「脱匿名化 (de-anonymization)」を明確に禁止している。こうして、データ・アーカイブは、受け取った調査データについては、個人データの保護の責任を完全に免れているのである。

(2) 社会調査においては、被調査者のソシオ・デモグラフィック変数として、「性」「年齢」「学歴」「職業」「収入」などが尋ねられる。いうまでもなく、これらの属性 (attributes) は特定個人に固有のものではなく、従って直ちにある個人を特定するものではない。ところが、社会調査の実践過程においては、ある特定の条件のもとで、それらの属性の組み合わせにもとづいて、被調査者が特定されてしまうという事態が起こりうる。これらの属性が、「間接的識別子」とされる所以が、まさにここにある。

このような事態の具体的な例として、以下の二つのケースをあげておこう。

①ある小さな村における薬屋の店主は、「地域」「人口規模」「職業」という三つの属性を組み合わせることによって、簡単に特定可能となる。

②大学教員の調査において、調査対象の「大学」と「学部」がわかっているならば、それに加えて「年齢」がわかるだけで、回答者を特定することが、簡単にできてしまう。

以上を踏まえて、現実的には、「あるデータ・セットにおいて、ある特定個人の脱匿名化には、桁違いの時間とエネルギーと資源とが必要であるとするならば、そのようなデータ・セットはすでに十分に匿名化されたものである」といえるかもしれない。もちろん、この定義が解釈の余地を残すものであることは、いうまでもない。

5 ■ データ・アーカイブにおける実践

では、以上において解説してきたGDPRは、ドイツ・ケルンに拠点を置くGESIS（英語表記：German Social Science Infrastructure Services）のデータ・アーカイブに、どのような影響を及ぼしているであろうか。

いうまでもなく、GESISは、さまざまなデータ処理の活動を行なっている。それは、スタッフ・メンバーおよび利用者の個人データから始めて、データ・アーカイブに保管されている社会調査データにまで及ぶ。GDPRの諸規則は、GESISの取り扱うこれらすべての個人データに適用されるものである。

しかし、ここではGESISのデータ・アーカイブに保管されている社会調査データに限って話を進める。その焦点は、データ・アーカイブでは、「データの匿名性」ということに関して、どのように対応しているかということに合わされる。

以下においては、この問題を、社会調査データにおける匿名性の四つのレベルという点から解説する。

(1) 匿名性のレベルの最も高いデータ

研究者だけでなく、学生やジャーナリストや一般の人びとに提供されるデータで、被調査者の居住地域をはじめとして、個人情報がかすべて消去されているデータである。具体的には、ドイツの「総合社会調査ALLBUS」の一般公開データがそれで、このデータでは被調査者の地域情

報や国籍情報などがすべて消去されている。

(2) 第2段階の匿名性のレベルのデータ

科学的な目的で利用されるデータの多くがこのレベルのものであり、そこには「クロス・セクション・サーヴェイ」——単一の調査対象集団に対して一時点の調査を実施する調査法で、性、年齢、学歴、職業、居住地域などによる人びとの態度・意見・行動の差異を解明する調査——のデータと、「パネル調査」のデータが含まれる。このレベルのデータは、データの利用者としてアーカイブに登録された研究者が、直接、インターネットからダウンロードして、「研究」や「教育」のために利用することができる。

(3) 第3段階のレベルのデータ

このレベルには被調査者の特定化という点からしてリスクの高いデータ・セットが含まれる。具体的な例としては、「エリート調査 (elite studies)」や「双生児調査 (Twin-life-Panel)」があげられる。このレベルのデータは、データ・アーカイブの外部 (offsite) から利用可能であるが、「データの機密保護を遵守する」という特別な合意書——「アーカイブの外部からのデータ・アクセス利用者の合意書 (offsite access user agreements)」——への署名が求められる。そこには、「データ利用の目的・期間」「利用後のデータの消去」「データ公開の禁止」などが含まれている。このレベルのデータにおいては自然人の識別が可能であり、したがって、もはや「匿名データ」とはいえない。

(4) 匿名性の最も低いデータ

アーカイブの特別なサーバーに保管されている高度に保護されたデータであって、アーカイブの内部に特別に設置された部屋——「データ保護センター (secure data centers)」——においてのみ、その取り扱いが許されるデータである。データの利用者は、入室に先立って、上述の場合



と同じように、「データの機密保護に関する合意書」に署名をしなければならない。現在、この特別室は、主に、「データ・リンケージ」——異なるデータ・セットの情報をリンクさせるデータ処理——のために利用されている。例えば、ドイツの「総合社会調査ALLBUS」は、調査回答者の住居の地理情報を記録しているが、このような情報は、それ以外の「集合データ (aggregate data)」——ある地区の住民に占める移民や失業者のパーセンテージなどの「背景情報 (contextual information)」——とリンクさせて分析することが可能となるのである。

6 ■ おわりに

以上に述べてきたように、GESISのデータ・アーカイブに保管されている調査データの多くは匿名化されており、自然人の基本的権利を侵すことはなく、GDPRの諸規則に反するものではない。しかし、そこに全く問題がないかという点、必ずしもそうとはいえない。最後に、そのような問題のいくつかを取りあげたい。

(1) アーカイブ・データの利用を、「アーカイブの内部でのデータ・アクセス (on-site access)」に限るか、それとも「アーカイブの外部からのデータ・アクセス (off-site access)」にまで広げるかを、どのような基準にもとづいて判断すべきかは、必ずしも明らかではない。一般論として、「アーカイブの外部からのデータ・アクセス」は、そのデータ処理がアーカイブによって管理されるレベルが低く、したがってデータ誤用のリスクが大きい、といわれている。しかし、具体的な事例を取りあげると、問題が出てくる。例えば、地理情報を含んでいる「総合社会調査ALLBUS」のデータは、「アーカイブの外部からのデータ・アクセス」が可能で「エリート研究」のデータにくらべて、よりデータ保護の配慮が必要であるとされているのはなぜであろうか。「エリート研究」のデータによって、特定個人が識別されるようなことが

あるとするならば、このようなデータの取り扱いについての違いは、決して正当化されるものではないであろう。

(2) データ・アーカイブに保管されるデータについてのGDPRの適用についても問題が提起される。GDPRの4(5)条においては、「データ保護の観点からするならば、『間接的識別子』は、『直接的識別子』と同じように危険であり、したがって『間接的識別子』は『直接的識別子』と同じように取り扱わなければならない」と規定されている。

しかし、GESISのデータ・アーカイブでは、データの利用者は、データ主体を特定する、いかなる「追加情報 (additional information)」へのアクセスも不可能な処置がとられている。いうまでもなく、このような「追加情報」は、アーカイブのセキュア・ドメイン (secure domain) に保管されているからにはほかならない。「直接的識別子」によるデータ主体の特定化と、「間接的識別子」によるデータ主体の特定化には、やはり大きな違いがある。GDPRによる「間接的識別子」の問題の取り扱いには、いまだ必ずしも十分なものとはいえない。

筆者は、社会学者の一人として、GDPRのデータ処理の諸規制を必ずしも歓迎しているわけではない。しかし、同時に市民の一人として、GDPRが個人データの保護の確立のための一つの真摯な試みであることは認めなければならない。この法律が、急速に変化する情報社会のなかであって、その目標——個人データの保護という目標——を達成することができるかどうかは未来が示すことになるであろう。

【翻訳者付記】

本講演原稿には、その講演内容の性格から、多くの法律用語が使用されている。その日本語訳については、法政大学法科大学院の交告尚史教授から多々ご教示いただいた。ここに記して心からの感謝の意を表したい。しかし、そ

れにもかかわらず、今回の日本語訳は、厳密な
法的議論からするならば、いまだ問題を残して

いるかもしれない。その責任が翻訳者にある
ことはいうまでもない。